

## ■資料（根拠法令）

### ●報告第6号

地方自治法施行令（抜粋）

（繰越明許費）

第146条 地方自治法第213条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

3 省略

### ●承認第7号

地方自治法（抜粋）

（専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 省略

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

### ●議案第66号

人権擁護委員法（抜粋）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 省略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

## ●議案第 6 7 号、議案第 6 8 号

地方自治法(抜粋)

(議決事件)

第 96 条 普通公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

四万十町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(抜粋)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

## ●議案第 6 9 号～議案第 7 1 号

道路法（抜粋）

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第 10 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代え、路線を変更することができる。

3 前二項の規定により路線を廃止し、又は変更しようとする場合の手続は、路線の認定の手順に準じて行わなければならない。

四万十町町道の認定基準に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、四万十町が町道として路線を認定しようとする場合の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定基準)

第 2 条 前条の認定に当たっては、次に掲げる基準によるものとする。

- (1) 公共施設への連絡路であるもの
- (2) 港、駅等への連絡路であるもの
- (3) 隣接市町村への連絡路であって重要であるもの
- (4) 人家地帯への連絡路であって生活道として重要であるもの
- (5) 人家密集地帯の連絡路であって生活道として重要であるもの
- (6) 国道及び県道との連絡上重要であるもの
- (7) 町道間の連絡上重要であるもの
- (8) 前各号に揚げるもののほか、行政上特に認定の必要があるもの

## ●議案第 7 2 号

地方自治法（抜粋）

（組織、事務及び規約の変更）

第 286 条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第 1 項第 1 号、第 4 号又は第 7 号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

（議会の議決を要する協議）

第 290 条 第 284 条第 2 項、第 286 条、第 288 条及び前条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

## ●議案第 7 3 号

四万十町意見公募手続条例（抜粋）

（意見公募の手続等）

第 3 条

1 ～ 2 省略

3 政策等の立案に関し審議会等を設置する場合においては、公募による審議会等の委員枠を設けるよう努めなければならない。

4 省略

四万十町意見公募手続条例施行規則（抜粋）

（公募委員の枠）

第 3 条 条例第 3 条第 3 項に規定する「公募による審議会等の委員枠」とは、概ね委員の数の 3 分の 1 以上 2 分の 1 未満とし、公募委員に関する情報の周知にあたっては条例第 7 条を準用し公募の方法を定めた細目にその公募委員の数を明示しなければならない。

2 ~ 3 省略